

＜ 事後審査型条件付一般競争入札の公告 ＞

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年9月29日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1. 入札に付する事項

(1)件 名 公金収納デジタル化対応パソコン他賃貸借

(2)納 品 場 所 逗子市役所

(3)賃 貸 借 期 間 令和8年11月13日 から 令和 13 年 11 月 12 日 まで

(4)概 要

ノート型パソコン等の賃貸借。

【注意事項】

仕様書「2 品名、数量及び内容等」に記載のとおり、入札参加申請時に納入予定機器の一覧表及びスペックの確認できるカタログ類の提出が必要となります。

電子入札システムより入札参加申請をする際に必要書類を添付して申請してください。入札参加申請時以外での提出は受付けておりません。

参加申請時に必要書類の添付がない場合、入札に参加することができません。

2. 予 定 価 格 28,800 円（税抜）

・この契約は長期継続契約となりますが、入札は1ヶ月当りの金額となります。

3. 仕様書等の閲覧・入手方法及び期間

逗子市ホームページからのダウンロードによる

令和8年9月29日(火) から 令和8年10月14日(水) まで

4. 入札手続

この「条件付一般競争入札」は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、執行は、電子入札運用基準に基づき行います。

5. 入札参加資格に関する事項

逗子市における令和7・8年度逗子市一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 令和7・8年度逗子市競争入札参加資格者名簿(物品「 物件の借り入れ」)に登録されていること。
- (3) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準(平成18年4月1日施行)(以下「措置基準」という。)に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (5) 次の条件を満たすこと。

・官公庁発注による賃貸借契約の実績(元請)があること。

6. 入札参加申請及び質問書の受付及び期限

入札参加申請及び質問書の提出は、令和8年10月6日(火) 午後 3時00分

までに、電子入札システムにより行ってください。質問書は逗子市ホームページよりダウンロードし、参加申請の際に添付して提出してください。質問がない場合には、質問書の添付は不要です。

※電子入札システム以外による参加申請及び質問書の提出は受付できません。

7. 入札方法等 電子入札システムによるものとし、執行は電子入札運用基準に基づき行います。

8. 入札書提出締切日時 令和8年10月14日(水) 午後 5時00分

9. 入札(開札)の日時及び場所 令和8年10月15日(木) 午前 9時 5分

逗子市役所 3階 管財契約課

入札(開札)の結果については、逗子市ホームページで公開しております。電子入札システム上では公開しておりませんので、逗子市ホームページで確認してください。

10. 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までに次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 「5. 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件(「公告日」とあるものを「入札日」と読み替えるものとする。)を欠いたとき。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11. 入札の無効

「5. 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに逗子市財務規則第135条の規定により、次の入札は無効とします。

- (1) 入札書が入札書提出締切日時までに提出されないとき。
- (2) 電子入札システムによる方法以外で入札書を提出したとき。
ただし、電子入札運用基準に定められた紙入札は除く。
- (3) 予定価格を超えた入札額が記載されているとき。
- (4) その他法令及び逗子市財務規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

12. 契約の締結

本市においては事後審査型条件付一般競争入札を行っておりますので、落札候補者になった者が、申告書(「5. 入札参加資格に関する事項」にある条件を証する書類を添付)を提出し、審査で適格者と認められた場合に落札決定者となり、契約を締結します。

ただし、落札決定者であっても契約締結前に措置基準に基づく停止措置を受けた場合は契約は締結しません。

13. 入札保証金 免除

14. 契約保証金 免除

15. そ の 他 ・詳細は、入札説明書によります。
・入札参加者が無かった場合にはこの入札は中止となります。
・契約の後、次年度以降の歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除いたします。